

危険物製造所等譲渡引渡届出書

- 1 製造所等の譲渡又は引渡があった場合に必要となります。製造所等の最終的な支配権、処分権の移動、具体的には変更権限の移動の有無が、その主要な判断要素と考えられます。
- 2 譲受人又は引渡を受けた者は、設置者の地位を承継し、新たな設置者となります。また、本届出の届出者に該当します。
- 3 法人の代表者のみの変更については、譲渡又は引渡ではなく氏名変更に該当します。しかし、代表者の変更はなくても合併等により、「譲渡引渡届書」が必要になりますので、ご不明の際は消防本部まで問い合わせ下さい。
- 4 譲渡又は引渡に伴い、製造所等の名称が変更になった場合は、「設置者氏名等変更届出書」も必要になります。
- 5 移動タンク貯蔵所にあつては、「完成検査済証」、「定期点検記録」、「譲渡引渡届出書」、「品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書」の備え付け義務があります。

【提出時期】

譲渡又は引渡があったときは遅滞なく届け出を行うこと。

【提出部数】

2部提出（1部返納分）

【添付書類等】

- ・最新の完成検査済証（コピー不可）
- ・譲渡又は引渡があったことが証明できる書類
例・製造所等の登記事項証明書
 - ・自動車検査証（移動タンク貯蔵所の場合）
 - ・贈与等による所有権の移転を証明できる書類

【関連する手続き】

- ・「設置者氏名等変更届出書」

【類似する手続き】

- ・「設置者氏名等変更届出書」